

保険料率の引き上げと 付加給付制度の見直しの方向性

表紙に記載の現状を踏まえて、当健保では、長期安定的に健保事業を継続するため、「保険料率の段階的な引き上げ」による収入の増加と、他の健保と比較して優遇された制度となっている「医療費自己負担額上限 5,000 円の見直し（自己負担額上限を 25,000 円に引き上げ）」による支出の削減を行うことを柱に、平成 23 年度から制度を改定する方向で検討することとしました。

1 平成 23 年度および 24 年度に各年度 1000 分の 5 (5%) ずつ保険料率を引き上げ

現在の当健保の保険料率は標準報酬に対して 1000 分の 58 (58%) で、このうち被保険者が負担する料率は 19% です。新聞報道等でもご承知のとおり、他の大企業の健保も昨年度以降、大幅な料率の引き上げを実行しています。

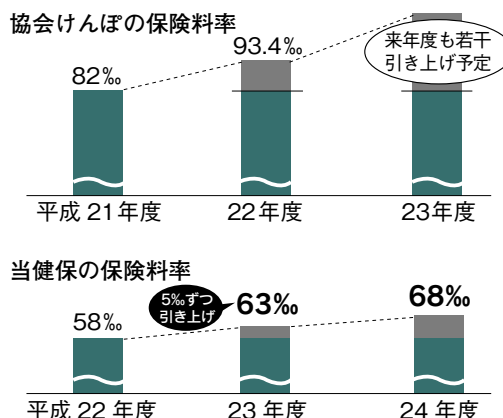
中小企業の従業員が加入する協会けんぽ（旧政府管掌健康保険）の料率は、昨年度は 82% でしたが、本年度は 93.4% 引き上げられ 93.4% になり、このうち被保険者が負担する料率は 46.7% です。来年度も若干引き上げられる見込みです。

当健保でも、平成 25 年度に実施予定の高齢者医療制度の抜本改革後に、収支均衡し安定的な運営を実現するためには、現在の見通しで 15% 程度の料率引き上げ、あるいは高齢者医療制度の改正内容しだいでは、それ以上の料率引き上げが必要となることを見込まれます。

このような状況に対処し、各年度ごとの急激な負担増加を緩和しながら段階的に引き上げを行い、収支均衡を実現するため、平成 23 年度および 24 年度にそれぞれ 5%（事

業主と被保険者それぞれ 2.5%）の引き上げを行うことを検討しています。

平成 25 年度以降の保険料率については、高齢者医療制度の抜本改革法案が成立した時点でその影響を見極め、中長期に収支均衡を図るための必要な料率水準を検討していきます。



2 平成 23 年度より医療費自己負担額上限を 25,000 円に引き上げ

医療機関受診時の窓口（自己）負担は、医療費の 30% であり、残りの 70% は健保の法定給付として医療機関に支払われます。当健保では、この法定の医療費負担（給付）とは別に、さらに窓口負担が 1 つの診療について月 5,000 円を超えた場合は、その金額を付加給付として被保険者に還元しています。

このような制度は自営業者・退職者が加入する国民健康

保険や協会けんぽではなく、また、各企業の健保も、その多くは自己負担額上限を 25,000 円としています。

従来は、当健保の優れた制度の象徴としてきましたが、過去にない急激な収支悪化と、これに伴う保険料率の大幅な引き上げについて事業主および被保険者の皆様にご理解をいただくため、平成 23 年 4 月より、5,000 円から“他の健保並み”の 25,000 円に引き上げることを検討しています。

以上、現状をご説明いたしました。平成 23 年度の保険料率と医療費自己負担額上限の引き上げは、平成 23 年 2 月の健保定例組合会で決定し、厚生労働省の認可取得により確定します。この詳細は改めてご案内いたします。

健保組合としましては引き続き無駄のない運営に努めてまいります。皆様におかれましても、価格の安いジェネリック医薬品の活用を含め、適正な医療機関の受診、被扶養者資格の適格性等に、これまで以上にご留意くださるようお願いいたします。